

第143期 定時株主総会

招 集 ご 通 知

時代をつなぐ。世界をむすぶ。
Moving forward together into the future.



開催日時

2020年 6 月25日 (木曜日)
午前10時



開催場所

大阪市北区中之島二丁目3番18号
中之島フェスティバルタワー 37階
フェスティバルスイート「カンファレンスルーム」



議 案

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役（社外取締役を除く）
に対する譲渡制限付株式の
割当てのための報酬決定の件

株主総会にご出席いただかない場合

書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権をご
行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限 2020年6月24日（水曜日）午後5時



株式会社 住友倉庫

証券コード：9303

株主の皆様へ



株主の皆様には平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

ここに第143期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

2020年6月

社長 小野孝則

目次

第143期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 取締役6名選任の件	7
第3号議案 監査役1名選任の件	13
第4号議案 取締役（社外取締役を除く） に対する譲渡制限付株式の割当て のための報酬決定の件	15
添付書類	
事業報告	19
連結計算書類	41
計算書類	48
監査報告書	53
株主総会会場ご案内図	

キーコンセプト

時代をつなぐ。世界をむすぶ。
Moving forward together into the future.

このキーコンセプトは、当社が1899年（明治32年）の創業以来、今日に至るまで時代の変遷を乗り越え人々の暮らしを支え続けてきた誇りとこれからも継続していくという決意、さらには次の時代に向けて進むべき道を示したものであります。

株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目2番18号
株式会社 住友倉庫
社 長 小 野 孝 則

第143期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第143期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されるなか、慎重に検討いたしました結果、本総会につきましては、適切な感染防止策を講じたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染症拡大防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面又は電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権をご行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、4頁及び5頁のご案内をご参照のうえ、2020年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市北区中之島二丁目3番18号

中之島フェスティバルタワー 37階

フェスティバルスイート「カンファレンスルーム」

本年は、感染症拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。あらかじめご了承ください。よろしくようお願い申しあげます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第143期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第143期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役6名選任の件

第3号議案

監査役1名選任の件

第4号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以上

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染症の拡大状況や政府等の発表内容等により上記対応を変更する場合がございます。この場合、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sumitomo-soko.co.jp>）においてご案内いたしますので、来場される株主様におかれましては、事前に上記ウェブサイトにおける発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・会場受付付近に株主様のためのアルコール消毒液を設置いたしますのでご利用願います。また、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様に発熱その他明らかな体調不良が確認された場合は、ご入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ・感染症拡大防止のため本総会の開催にかかる時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知をお目通しくださいますようお願い申し上げます。
- ・**本年から、ご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。**

~~~~~  
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sumitomo-soko.co.jp>）への掲載又は書面の郵送によりお知らせいたします。



## 議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

### 株主総会にご出席の場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2020年6月25日(木曜日)  
午前10時

### 株主総会をご欠席の場合



#### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2020年6月24日(水曜日)  
午後5時



#### インターネット等による議決権行使

行使期限までに各議案に対する賛否をご登録ください。詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2020年6月24日(水曜日)  
午後5時

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

こちらに各議案の賛否をご表示ください。

#### 第1・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に  
反対される場合 >> 「賛」の欄に○印をし、  
反対される候補者の番号  
をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

### 議決権の行使に関する決定事項

- ① 書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ② インターネット等により議決権を複数回行使された場合、又はパソコン、スマートフォン若しくは携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法「スマート行使」 (スマートフォンご利用の方)

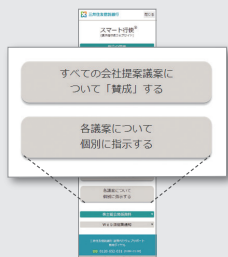
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に沿って賛否をご登録ください。



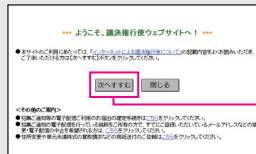
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更される場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし(※)、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインのうえ、再度議決権行使をお願い申し上げます。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトに移ります。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

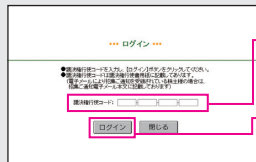
議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

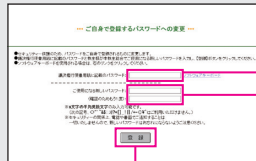
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に沿って賛否をご登録ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

## 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 剰余金の処分の件

当社は2019年度を最終年度とする3か年の中期経営計画において資本政策に関する基本方針を定め、剰余金の配当については連結配当性向35%を目安に実施することとし、また、利益水準にかかわらず、1株につき30円（2018年10月1日を効力発生日とした株式併合を考慮した金額）の年間配当金を維持することを目標といたしました。

このような方針のもと、当期は物流事業及び不動産事業ともに増益となったことに加え、海運事業における損益が改善するなど、業績は堅調に推移したため、期末配当金につきましては、次のとおり普通配当19円に創業120周年記念配当10円を加えた、1株につき29円とさせていただきますと存じます。

また、内部留保につきましては、今後、企業価値向上を図るための投資等に充当するものとし、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただく所存です。

### 1. 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 29円

(普通配当19円、創業120周年記念配当10円)

総額 2,423,031,258円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日

(注) 2019年12月2日に実施した中間配当金18円を加えた年間配当金は1株につき47円となり、前期実績（2018年10月1日を効力発生日とした株式併合を考慮した金額）に比べ1円50銭の増配となります。

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

#### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 3,000,000,000円

#### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案

## 取締役6名選任の件

取締役6名全員（うち社外取締役2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                         | 現在の当社における地位及び担当                                                                  |
|-------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | おのたかのり<br>小野孝則 <b>再任</b>   | 代表取締役社長 社長執行役員                                                                   |
| 2     | まじまひろし<br>間嶋弘 <b>再任</b>    | 代表取締役専務執行役員<br>(管理・業務・不動産各部門管掌 総務部、経理部、<br>事業推進部、情報システム部担当)                      |
| 3     | ふじむらせいいち<br>藤村成一 <b>新任</b> | 常務執行役員<br>(東日本営業部、西日本営業部、プロジェクト室、<br>ロジスティクス・エンジニアリング推進室、物流<br>営業管理室担当、プロジェクト室長) |
| 4     | そうかつのり<br>宗克典 <b>新任</b>    | 執行役員（横浜支店長）                                                                      |
| 5     | やまぐちしゅうじ<br>山口修司 <b>再任</b> | 取締役                                                                              |
|       | <b>社外取締役候補者</b><br>独立役員    |                                                                                  |
| 6     | かわいひであき<br>河井英明 <b>新任</b>  | 取締役                                                                              |
|       | <b>社外取締役候補者</b><br>独立役員    |                                                                                  |



候補者番号

1

おの たかのり  
小野 孝則

再任

生年月日

1953年12月19日生

所有する当社の株式の数

39,330株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1977年 4月 当社入社  
 2010年 6月 同執行役員営業開発部長  
 2012年 6月 同執行役員営業開発部長兼国際プロジェクト室長  
 2013年 6月 同取締役常務執行役員  
 (海外事業部、営業開発部、営業第二部、国際プロジェクト室担当)  
 2015年 6月 同代表取締役社長 社長執行役員  
 現在に至る

[取締役候補者とした理由]

小野孝則氏は、主に当社の国際部門で培った豊富な経験と識見を有するとともに、代表取締役社長就任以降、当社の企業価値向上に資するべく強いリーダーシップで当社の経営を牽引しており、今後も更なる貢献が見込まれることから取締役候補者としたものであります。

候補者番号

2

まじま ひろし  
間嶋 弘

再任

生年月日

1952年9月7日生

所有する当社の株式の数

35,930株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1976年 4月 当社入社  
 2010年 6月 同執行役員総務部長  
 2010年10月 同執行役員総務部長兼東京総務部長  
 2013年 6月 同取締役常務執行役員  
 (総務部、経理部、事業推進部、情報システム部担当)  
 2015年 6月 同代表取締役専務執行役員  
 (管理部門管掌 総務部、経理部、事業推進部、情報システム部担当)  
 2019年 6月 同代表取締役専務執行役員  
 (管理・業務・不動産各部門管掌 総務部、経理部、事業推進部、  
 情報システム部担当)  
 現在に至る

[取締役候補者とした理由]

間嶋 弘氏は、主に当社の管理・業務各部門で培った豊富な経験と識見を有するとともに、代表取締役として当社の経営の中核を担っており、今後も更なる貢献が見込まれることから取締役候補者としたものであります。

候補者番号

3

ふじ むら せい いち  
藤村 成一

新任

生年月日

1952年11月13日生

所有する当社の株式の数

14,400株

#### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1975年10月 当社入社  
2006年 6月 同プロジェクト室長  
2007年 6月 同営業第二部長  
2012年 6月 同執行役員神戸支店長  
2015年 6月 同常務執行役員  
(営業第一部、西日本営業部、航空貨物部、プロジェクト室担当、プロジェクト室長)  
2016年 7月 同常務執行役員  
(営業第一部、西日本営業部、航空貨物部、プロジェクト室担当)  
2017年 4月 同常務執行役員  
(東日本営業部、西日本営業部、プロジェクト室、ロジスティクス・エンジニアリング推進室、物流営業管理室担当、プロジェクト室長)  
現在に至る

#### [取締役候補者とした理由]

藤村成一氏は、長年にわたり当社の営業部門に携わってきたほか、2015年からは常務執行役員として主に営業部門を統率しており、この経験が当社の経営に資するものと期待されるため、取締役候補者としたものであります。

候補者番号

4

そう かつ のり  
宗 克典

新任

生年月日

1959年4月5日生

所有する当社の株式の数

7,000株

#### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社  
2011年 6月 同海上業務部長  
2015年 6月 同横浜支店長  
2017年 6月 同執行役員横浜支店長  
現在に至る

#### [取締役候補者とした理由]

宗 克典氏は、長年にわたり当社の海上業務部門に携わってきたほか、支店長としての豊富な経験を有しており、この経験が当社の経営に資するものと期待されるため、取締役候補者としたものであります。

候補者番号

5

やま ぐち  
山口

しゅう じ  
修司

再任

社外取締役候補者

独立役員

生年月日

1956年12月27日生

所有する当社の株式の数

2,800株

### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1982年 4月 弁護士登録  
 1987年 4月 英国クライド・アンド・カンパニー法律事務所所属  
 1990年 9月 岡部・山口法律事務所開設  
 2000年 3月 ザインエレクトロニクス株式会社 社外監査役  
 2004年 6月 玉井商船株式会社 社外監査役  
 現在に至る  
 2010年 1月 岡部・山口法律事務所 代表  
 2014年 4月 法務省法制審議会商法（運送・海商関係）部会委員  
 2014年 6月 当社監査役  
 2016年 2月 法務省法制審議会商法（運送・海商関係）部会委員退任  
 2016年 3月 ザインエレクトロニクス株式会社 社外監査役退任  
 同社 社外取締役（監査等委員）  
 現在に至る  
 2017年 6月 当社監査役退任  
 当社取締役  
 現在に至る  
 2017年 8月 弁護士法人岡部・山口法律事務所 代表  
 現在に至る

#### [重要な兼職の状況]

弁護士法人岡部・山口法律事務所 代表  
 ザインエレクトロニクス株式会社 社外取締役（監査等委員）  
 玉井商船株式会社 社外監査役

#### [社外取締役候補者とした理由]

山口修司氏は、弁護士として主に海事関係分野に関する専門的な知識・経験を有しており、当社社外監査役及び社外取締役としての在任期間中、独立した立場からの確かな意見を述べ、その職責を十分に果たしていただいております。同氏は上記のとおり専門的な知識・経験を有していること、当社の業務内容に精通していることから、引き続きこれらを当社の経営の監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

候補者番号

6

かわ い ひで あき  
**河井 英明**

新任

社外取締役候補者

独立役員

生年月日

1954年9月1日生

所有する当社の株式の数

0株

#### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1977年 4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）入社  
2008年 4月 同社役員  
2011年 4月 同社常務役員  
2012年 6月 同社常務取締役  
2014年 4月 同社代表取締役専務  
2017年 6月 同社顧問  
2018年 4月 同社客員  
2018年 4月 大阪市高速電気軌道株式会社  
代表取締役社長  
現在に至る

[重要な兼職の状況]

大阪市高速電気軌道株式会社 代表取締役社長

#### [社外取締役候補者とした理由]

河井英明氏は、パナソニック株式会社の代表取締役専務を務められたほか、現在は大阪市高速電気軌道株式会社の代表取締役社長を務められるなど経営者としての豊富な経験・高い知見を有しており、これらを当社の経営の監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、現在当社の社外取締役である山口修司氏との間で責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また当社は、河井英明氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1千万円又は会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額とするものであります。
3. 山口修司及び河井英明の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 河井英明氏が2017年6月まで取締役を務めていたパナソニック株式会社は、ブラウン管事業の独占禁止法違反行為に関し、2016年7月に欧州委員会への制裁金支払命令が確定しました。また、同社はリチウムイオン電池事業の独占禁止法違反行為に関し、2016年12月に欧州委員会に制裁金を支払うことで和解しました。加えて、同社及び同社の米国子会社であるパナソニックアビオニクス株式会社（以下、PACという）は、PACによる航空会社との特定の取引及びその取引に関連するエージェント及びコンサルタントの起用に對する連邦海外腐敗行為防止法及びその他の米国証券関連法違反の疑いによる調査（2017年2月公表）に関し、米国証券取引委員会及び米国司法省との間で、2018年5月に米国政府への制裁金の支払い及びコンプライアンス改善のための各種取組みについて合意しました。
5. 山口修司氏の当社の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって3年であります。また、同氏は過去に当社の監査役でありました。
6. 当社は、山口修司及び河井英明の両氏を株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員として同取引所に届け出ておりません。

7. 山口修司氏は、弁護士法人岡部・山口法律事務所の代表であり、当社は同法律事務所と物流業務及び法律相談等に関する取引がありますが、これらの直近の事業年度における取引額は、物流業務については当社連結営業収益の0.01%未満、法律相談等については同法律事務所の売上高の0.1%未満といずれも僅少であり、独立性に影響を与えるものではないと判断しております。なお、当該法律相談等については同氏が直接関与したのではなく、また当社は同法律事務所と顧問契約を締結しておりません。
8. 河井英明氏は、パナソニック株式会社に在籍した経歴があり、当社は同社と物流業務に関する取引がありますが、直近の事業年度における取引額は当社連結営業収益の0.01%未満と僅少であり、独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

## 監査役1名選任の件

監査役 馬淵睦夫氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

おお なか つち かず  
大 仲 土 和

新任

社外監査役候補者

独立役員

生年月日

1950年3月26日生

所有する当社の株式の数

0株

## 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1982年 4月 検事任官  
 2009年 1月 大分地方検察庁検事正  
 2010年 4月 岡山地方検察庁検事正  
 2011年 8月 最高検察庁総務部長  
 2012年 4月 さいたま地方検察庁検事正  
 2013年 3月 検事退官  
 2013年 4月 関西大学大学院法務研究科教授  
 2013年 7月 弁護士登録  
 2014年10月 弁護士法人あしのは法律事務所開設  
 2016年 6月 積水樹脂株式会社 社外監査役  
 現在に至る  
 2018年12月 弁護士法人あしのは法律事務所解散  
 2019年 1月 リードリーフ法律事務所開設  
 同事務所 代表  
 現在に至る  
 2020年 4月 関西大学名誉教授  
 現在に至る

## [重要な兼職の状況]

リードリーフ法律事務所 代表  
 関西大学名誉教授  
 積水樹脂株式会社 社外監査役

## [社外監査役候補者とした理由]

大仲土和氏は、検事及び弁護士としての専門的な知識と経験を有しており、これらを当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、大仲土和氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1千万円又は会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額とするものであります。
3. 大仲土和氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、大仲土和氏を株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 大仲土和氏は、2013年3月まで国家公務員であり、当社は国の行政機関である省庁と物流業務に関する取引がありますが、直近の事業年度における取引額は当社連結営業収益の0.01%未満と僅少であり、独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

## 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等につきましては、2006年6月29日開催の第129期定時株主総会において、金銭による報酬等として月額3,300万円以内を付与する旨、また、2015年6月24日開催の第138期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等として年額6,000万円以内を付与する旨をご決議いただき今日に至っております。

このたび、当社は、従来の株式報酬型ストックオプション制度に代えて、当社の中長期的な企業価値向上に対する取締役（社外取締役を除く）の貢献意欲を一層高めるとともに、在任中から株式を保有することにより、早期に株主の皆様との価値共有を実現することを目的として、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、譲渡制限付株式という）を割り当てるための報酬制度を導入することといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、現行の取締役の金銭による報酬等の額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式を割り当てるための金銭報酬債権を支給し、その報酬等の額につきましては、従来の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額と同額の年額6,000万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、本議案が承認可決されることを条件に、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当ては今後新たに行わないものとしたします。また、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定するものであり、その内容は相当なものであると考えております。

第2号議案「取締役6名選任の件」をご承認いただきますと、本議案の対象となる取締役は4名となります。

### 記

当社の取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限



### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、取締役（社外取締役を除く）に対し、取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その割当てに係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、取締役（社外取締役を除く）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

### 2. 譲渡制限付株式の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数100,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当社は、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式を割り当てる日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの間（以下、譲渡制限期間という）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、本割当株式という）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、譲渡制限という）。

#### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中に法令、当社の内部規程又は譲渡制限付株式割当契約に重要な点で違反したと取締役会が認めた場合等には、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中に法令、当社の内部規程又は譲渡制限付株式割当契約に重要な点で違反したと取締役会が認めた場合等を除き、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認された場合には、取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本議案が承認可決されることを条件として、本総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、従来の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に代えて、当社の取締役を兼務しない執行役員に対し割り当てる予定であります。

以 上

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当期の経済環境は、国内では個人消費が持ち直したものの、輸出の減少基調などにより、下半期においては景気の落ち込みが見られました。世界経済は、米国では総じて景気回復が持続した一方、アジアでは中国を中心に景気は緩やかな減速が続きました。このような状況下、期末にかけて新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、経済活動が抑制され、内外経済は急速に減速しました。

物流業界におきましては、倉庫貨物の荷動き及び保管残高は堅調に推移しました。海運業界では、運賃水準は改善したものの、アジア発北米航路を中心に荷動きは伸び悩みました。不動産賃貸業界では、オフィスビルの空室率は改善傾向が続き、賃料水準は緩やかな上昇傾向が見られました。

このような情勢のもと、当社グループにおきましては、中期経営計画に掲げた事業戦略に沿って、各事業セグメントにおける諸施策を着実に遂行してまいりました。

国内では、倉庫施設の再構築による事業基盤の強化を図るため、2019年5月に埼玉県羽生市において文書等情報記録媒体を取り扱う専用施設の建設に、10月には神戸市・ポートアイランドにおいて新

倉庫建設にそれぞれ着手しました。さらに同年6月には横浜市・南本牧埠頭において建設を進めていた新倉庫が稼働しました。また、情報通信技術を活用した物流システムの導入を一層推進することにより、倉庫内作業の効率化を図りました。

海外では2019年5月にシンガポールにおいて、現地法人Sumitomo Warehouse (Singapore) Pte Ltdが新倉庫を稼働させるなど、東南アジアにおける物流拠点を拡充いたしました。海運事業では、運航経費の削減及び輸送数量の拡大等による採算の改善に努めました。

不動産事業では、2019年6月に東京都台東区において賃貸用不動産物件を取得したほか、賃料水準の向上を図ってまいりました。

このような取組みのもと、当期の連結決算につきましては、営業収益は、物流事業及び不動産事業で増収となったことから、1,917億2千1百万円と前期比3.0%の増収となりました。営業利益は、物流事業及び不動産事業における増収効果、また、海運事業における損益の改善により、111億1百万円と前期に比べ26.2%の増益となりました。経常利益は、

135億9千6百万円と前期比20.4%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期は減損損失を計上していたことに加え、法人税等の負担減などにより、89億5千1百万円と前期比29.5%の増益となりました。

**事業セグメント別の状況**は次のとおりであります。

**[物流事業]**

倉庫業では、生活関連貨物や文書等情報記録媒体の取扱いが堅調に推移したほか、新規施設の稼働により、倉庫収入は263億2千1百万円（前期比1.5%増）となりました。

港湾運送業では、コンテナ荷捌等の取扱いが前期を下回ったことから、港湾運送収入は379億1千1百万円（前期比1.4%減）となりました。

国際輸送業では、主として国際一貫輸送の取扱いが増加したことから、国際輸送収入は413億8千4百万円（前期比3.3%増）となりました。

陸上運送業及びその他の業務では、eコマースに関連する輸送の取扱拡大に伴い陸上運送収入が増収となったことから、陸上運送ほか収入は511億9千8百万円（前期比9.3%増）となりました。

以上の結果、物流事業の営業収益は1,568億1千6百万円（前期比3.6%増）となり、営業利益は109億4千5百万円（前期比6.0%増）となりました。

**[海運事業]**

海運事業では、運賃水準は改善したものの、コンテナの輸送数量が減少したことに加え、円高の影響もあり、営業収益は257億9千万円（前期比0.3%減）となりました。また、運賃水準の改善に加え、回送費などのコンテナ関連費用等の削減により、損益は大幅に改善したものの、3億2千1百万円の営業損失（前期は営業損失16億7千1百万円）となりました。

**[不動産事業]**

不動産事業では、当期に取得した賃貸用不動産物件の寄与及び既存物件の賃料改定等により、営業収益は107億6千7百万円（前期比2.8%増）となりました。営業利益は、増収効果に加えて不動産取得税等の負担減などにより、54億7千5百万円（前期比8.2%増）となりました。

## 事業セグメント別営業収益

| 区 分               | 前 期                           | 当 期                           |
|-------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|                   | (2018年4月1日から<br>2019年3月31日まで) | (2019年4月1日から<br>2020年3月31日まで) |
| 物 流 事 業           | 151,294                       | 156,816                       |
| (倉 庫 収 入)         | (25,923)                      | (26,321)                      |
| (港 湾 運 送 収 入)     | (38,454)                      | (37,911)                      |
| (国 際 輸 送 収 入)     | (40,082)                      | (41,384)                      |
| (陸 上 運 送 ほ か 収 入) | (46,834)                      | (51,198)                      |
| 海 運 事 業           | 25,873                        | 25,790                        |
| (海 運 事 業 収 入)     | (25,873)                      | (25,790)                      |
| 不 動 産 事 業         | 10,472                        | 10,767                        |
| (不 動 産 事 業 収 入)   | (10,472)                      | (10,767)                      |
| 事業セグメント間内部営業収益    | △1,467                        | △1,653                        |
| 合 計               | 186,172                       | 191,721                       |

(注) 事業セグメント間内部営業収益は、物流事業、海運事業及び不動産事業の営業収益に含まれる各事業セグメント間の取引に係る収益であります。

## 事業セグメント別営業利益

| 区 分       | 前 期                           | 当 期                           |
|-----------|-------------------------------|-------------------------------|
|           | (2018年4月1日から<br>2019年3月31日まで) | (2019年4月1日から<br>2020年3月31日まで) |
| 物 流 事 業   | 10,328                        | 10,945                        |
| 海 運 事 業   | △1,671                        | △321                          |
| 不 動 産 事 業 | 5,058                         | 5,475                         |
| 調 整 額     | △4,920                        | △4,998                        |
| 合 計       | 8,795                         | 11,101                        |

(注) 調整額は、主に各事業セグメントに帰属しない当社及び一部の連結子会社の管理部門に係る費用であります。

## (2) 設備投資の状況

当期中の設備投資額は、201億4千9百万円であり、そのうち主要なものは次のとおりであります。

### 物流事業

#### ① 当期中に完成した主要設備

|                                        | 設備の内容                   | 竣工年月                    |
|----------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 当 社                                    | 倉庫（横浜市、5階建、延25,393㎡）    | 2019年6月<br>(着工：2018年5月) |
| Sumitomo Warehouse (Singapore) Pte Ltd | 倉庫（シンガポール、5階建、延11,005㎡） | 2019年5月<br>(着工：2018年3月) |

#### ② 当期末において工事を継続中の主要設備

|     | 設備の内容                    | 竣工予定年月                    |
|-----|--------------------------|---------------------------|
| 当 社 | 倉庫（愛知県犬山市、4階建、延9,061㎡）   | 2020年4月<br>(着工：2019年2月)   |
|     | 倉庫（埼玉県羽生市、4階建、延約21,420㎡） | 2020年9月<br>(着工：2019年5月)   |
|     | 倉庫（神戸市、4階建、延約50,140㎡）    | 2020年12月<br>(着工：2019年10月) |

### 不動産事業

#### ① 当期中に取得した主要設備

|     | 設備の内容                            | 取得年月    |
|-----|----------------------------------|---------|
| 当 社 | 賃貸用宿泊施設<br>(東京都台東区、14階建、延1,876㎡) | 2019年6月 |

#### ② 当期中に改修した主要設備

|     | 設備の名称及び工事の内容                        | 完了年月    |
|-----|-------------------------------------|---------|
| 当 社 | 東京住友ツインビルディング（東京都中央区）<br>2019年度保全工事 | 2020年3月 |

## (3) 資金調達の状況

当期の所要資金につきましては、自己資金、借入金及び社債の発行により賄いました。当社は、当社が策定した電力使用量削減プロジェクト及び再生可能エネルギー発電プロジェクトに関する資金並びに長期借入金の返済資金及び設備投資資金に充当するため、2019年9月24日に次のとおり国内普通社債を発行しました。

| 名 称                                        | 発行総額  | 償還期日             |
|--------------------------------------------|-------|------------------|
| 株式会社住友倉庫第7回無担保社債（社債間限定同順位特約付）<br>（グリーンボンド） | 50億円  | 2024年9月24日（5年債）  |
| 株式会社住友倉庫第8回無担保社債（社債間限定同順位特約付）              | 100億円 | 2029年9月21日（10年債） |

#### (4) 対処すべき課題

今後の内外経済及び世界貿易の動向は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、企業活動が制限され、消費も減退するなど、厳しい状況が続くと見込まれます。

物流業界におきましては、貨物の荷動きは感染症拡大の動向次第では大幅な下振れが懸念されます。また、不動産賃貸業界におきましても、景況感の悪化が見られ、オフィスビル市況の先行きは楽観視できないなど、当社グループを取り巻く事業環境は極めて不透明な状況であります。

このような情勢のなか、当社グループは、10年後の2030年を見据え、より信頼性の高い物流サービスの提供及び日本、アジア、欧州、米州等をつなぐ国際物流ネットワークの更なる拡充などを長期的目標として掲げました。

上記目標の実現に向け、2020年度からの3年間は、事業基盤の強靱化の期間と位置付け、新たな中期経営計画を策定し、次の各施策に取り組むとともに、引き続き株主還元の充実を図ってまいります。

##### 【国内物流】

- ① 激甚化する自然災害に備え、倉庫施設等の設備を強化する。
- ② 最新の物流技術を活用した業務の効率化及び省力化を推進する。
- ③ 内陸部等における物流施設賃貸業務等を拡大する。

##### 【海外物流】

- ① 市場拡大が期待される東南アジアを中心に倉庫を新設するなど、国際物流基盤を強化する。
- ② 人的リソースの拡充等、各地域におけるサービス体制を一層強化する。

##### 【不動産事業】

- ① 投資効率を念頭に置いて、新たな収益物件の取得を継続する。
- ② 既存物件は個々の立地条件を活かし、顧客や地域の皆様にとって最適な開発を推進する。

##### 【サステナビリティへの貢献】

- ① 社会に不可欠な物流サービスの安定的な提供を通じ、持続可能な社会の実現に寄与する。
- ② 顧客が推進するSDGs（持続可能な開発目標）関連の事業に対し、物流面からのサポートを中心に積極的に関与する。
- ③ 自社施設等における環境対応を強化する。

当社は、おかげさまで2019年7月に創業120周年を迎えることができました。今後とも、将来にわたる事業の成長に向け邁進するとともに、事業を通じて持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                   | 第140期<br>(2016年度) | 第141期<br>(2017年度) | 第142期<br>(2018年度) | 第143期(当期)<br>(2019年度) |
|-----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|
| 営 業 収 益 (百万円)         | 165,256           | 175,756           | 186,172           | 191,721               |
| 営 業 利 益 (百万円)         | 9,189             | 10,302            | 8,795             | 11,101                |
| 経 常 利 益 (百万円)         | 11,327            | 12,684            | 11,295            | 13,596                |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 7,802             | 8,358             | 6,912             | 8,951                 |
| 1株当たり当期純利益 (円)        | 87.31             | 94.84             | 79.80             | 105.74                |
| 総 資 産 (百万円)           | 305,163           | 342,086           | 322,683           | 318,458               |
| 純 資 産 (百万円)           | 178,836           | 193,593           | 187,475           | 171,976               |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均の発行済株式の総数に基づき算出しております。なお、期中平均の発行済株式の総数については自己株式数を控除した株式数を用いております。
2. 2018年10月1日をもって、当社普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行ったため、1株当たり当期純利益は、第140期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。
3. 第142期から「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を適用したことに伴い、第140期末及び第141期末の「総資産」については、当該会計基準等を遡って適用し、算定しております。

## (6) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

| 区 分             | 会 社 名                                  | 資 本 金               | 出資比率                | 主要な事業内容                            |
|-----------------|----------------------------------------|---------------------|---------------------|------------------------------------|
| 物流事業<br>(倉庫業)   | 住友倉庫九州株式会社                             | 百万円<br>80           | %<br>100.0          | 倉 庫 業                              |
|                 | 株式会社若洲                                 | 80                  | 100.0               | 倉 庫 業                              |
| 物流事業<br>(港湾運送業) | 泉洋港運株式会社                               | 百万円<br>55           | %<br>76.6<br>(11.6) | 港 湾 運 送 業                          |
|                 | ニッケル.エンド.ライオンズ株式会社                     | 40                  | 62.0                | 港 湾 運 送 業                          |
| 物流事業<br>(国際輸送業) | Sumitomo Warehouse (U.S.A.), Inc.      | 千米ドル<br>13,984      | %<br>100.0          | 倉 庫 業                              |
|                 | Sumitomo Warehouse (Europe) GmbH       | 千ユーロ<br>4,936       | 100.0               | 倉 庫 業                              |
|                 | Sumitomo Warehouse (Singapore) Pte Ltd | 千シンガポールドル<br>24,400 | 100.0               | 倉 庫 業                              |
|                 | Union Services (S'pore) Pte Ltd        | 500                 | 100.0               | 構 内 作 業<br>運 送 取 扱 業               |
|                 | 住友倉儲 (中国) 有限公司                         | 千米ドル<br>20,000      | 100.0               | 倉 庫 業                              |
|                 | 香港住友倉儲有限公司                             | 千香港ドル<br>4,000      | 100.0               | 運 送 取 扱 業                          |
| 物流事業<br>(陸上運送業) | 遠州トラック株式会社                             | 百万円<br>1,284        | %<br>60.7           | 自 動 車 運 送 業                        |
|                 | 井住運送株式会社                               | 100                 | 100.0               | 自 動 車 運 送 業                        |
| 海運事業            | J - W e S c o 株式会社                     | 百万円<br>10           | %<br>70.6<br>(0.2)  | Westwood Shipping Lines, Inc.の経営管理 |
|                 | Westwood Shipping Lines, Inc.          | 千米ドル<br>1           | 100.0<br>(100.0)    | 海 上 運 送 業                          |

(注) 1. 出資比率は、自己株式数を控除して計算しております。

2. 出資比率欄の括弧内は、当社の子会社による出資比率を内数で示しております。

連結子会社は上記の重要な子会社14社を含め44社（前期末44社）、持分法適用会社は6社（前期末6社）であります。

## (7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

### 物流事業

倉庫業 国内における、寄託を受けた物品を倉庫に保管する業務並びに寄託貨物の入出庫及びこれに付随する流通加工等の業務

港湾運送業 国内の港湾における、海上運送に接続する貨物の船積み及び陸揚げ並びにその荷捌き等の業務

国際輸送業 陸海空の各種輸送手段を結合し、輸出入貨物の国際複合輸送を取り扱う業務並びに海外における保管、荷役及び運送等を取り扱う業務

陸上運送業 国内における、自動車を使用する貨物運送業務並びに自動車及び鉄道による運送を取り扱う業務

海運事業 船舶を使用する貨物運送業務及び海運代理店等の業務

不動産事業 事務所及び土地等を売買、賃貸及び管理する業務

## (8) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

### ① 当社の主要な事業所

| 区分 | 名称    | 所在地   | 名称   | 所在地   |
|----|-------|-------|------|-------|
| 本店 | 本社    | 大阪市   | 東京本社 | 東京都港区 |
| 支店 | 大阪支店  | 大阪市   | 神戸支店 | 神戸市   |
|    | 東京支店  | 東京都港区 | 横浜支店 | 横浜市   |
|    | 名古屋支店 | 名古屋市  |      |       |

### ② 重要な子会社の主要な事業所

| 区分       | 名称                                     | 所在地         |
|----------|----------------------------------------|-------------|
| 物流事業     | 住友倉庫九州株式会社                             | 福岡市         |
|          | 株式会社若洲                                 | 東京都江東区      |
|          | 泉洋港運株式会社                               | 神戸市         |
|          | ニッケル・エンド・ライオンズ株式会社                     | 神戸市         |
|          | Sumitomo Warehouse (U.S.A.), Inc.      | 米国          |
|          | Sumitomo Warehouse (Europe) GmbH       | ドイツ、ベルギー、英国 |
|          | Sumitomo Warehouse (Singapore) Pte Ltd | シンガポール      |
|          | Union Services (S'pore) Pte Ltd        | シンガポール      |
|          | 住友倉儲(中国)有限公司                           | 中国          |
|          | 香港住友倉儲有限公司                             | 中国          |
|          | 遠州トラック株式会社                             | 静岡県袋井市      |
| 井住運送株式会社 | 兵庫県尼崎市                                 |             |
| 海運事業     | J-We S c o株式会社                         | 東京都港区       |
|          | Westwood Shipping Lines, Inc.          | 米国          |

### (9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

| 区 分       | 人 数 (前期末比増減)     |
|-----------|------------------|
| 物 流 事 業   | 3,953名 ( 98名増 )  |
| 海 運 事 業   | 129名 ( 2名増 )     |
| 不 動 産 事 業 | 50名 ( 5名増 )      |
| 管 理 部 門   | 158名 ( 9名増 )     |
| 合 計       | 4,290名 ( 114名増 ) |

### (10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

| 借 入 先                   | 借入金残高  |
|-------------------------|--------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 11,962 |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 7,467  |
| 農 林 中 央 金 庫             | 4,958  |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行 | 4,000  |
| 住 友 生 命 保 険 相 互 会 社     | 2,500  |

百万円

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 200,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 84,386,615株  |
| (3) 株主数        | 8,922名       |
| (4) 大株主（上位10名） |              |

| 株主名                                      | 持株数                 | 持株比率              |
|------------------------------------------|---------------------|-------------------|
| 住友不動産株式会社                                | 7,854 <sup>千株</sup> | 9.40 <sup>%</sup> |
| 大和ハウス工業株式会社                              | 5,000               | 5.98              |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                  | 4,719               | 5.65              |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                | 3,853               | 4.61              |
| STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44 | 2,913               | 3.49              |
| 三井住友海上火災保険株式会社                           | 2,067               | 2.47              |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）               | 1,812               | 2.17              |
| 住友生命保険相互会社                               | 1,795               | 2.15              |
| 三井住友信託銀行株式会社                             | 1,790               | 2.14              |
| 株式会社三井住友銀行                               | 1,775               | 2.12              |

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（833,813株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

#### ① 自己株式の取得

2019年8月7日開催の取締役会決議に基づき取得した自己株式

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 取得した株式の種類 | 当社普通株式                  |
| 取得した株式の総数 | 2,000,000株              |
| 取得した株式の総額 | 2,902,470,400円          |
| 取得期間      | 2019年8月8日から2020年2月18日まで |

#### ② 自己株式の消却

2019年8月7日開催の取締役会決議に基づき消却した自己株式

|           |            |
|-----------|------------|
| 消却した株式の種類 | 当社普通株式     |
| 消却した株式の数  | 2,000,000株 |
| 消却した日     | 2020年3月31日 |

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 新株予約権の状況 (2020年3月31日現在)

| 名称                                 | 発行決議の日     | 新株予約権の個数 | 目的となる株式の種類及び数     | 払込金額<br>(新株予約権1個当たり) | 行使価額<br>(1株当たり) | 行使期間                         |
|------------------------------------|------------|----------|-------------------|----------------------|-----------------|------------------------------|
| 2011年度ストックオプション新株予約権               | 2011年11月7日 | 20個      | 当社普通株式<br>10,000株 | 無償                   | 710円            | 2013年11月8日から<br>2021年11月7日まで |
| 2012年度ストックオプション新株予約権               | 2012年8月30日 | 20個      | 当社普通株式<br>10,000株 | 無償                   | 708円            | 2014年8月31日から<br>2022年8月30日まで |
| 2013年度ストックオプション新株予約権               | 2013年8月29日 | 69個      | 当社普通株式<br>34,500株 | 無償                   | 1,240円          | 2015年8月30日から<br>2023年8月29日まで |
| 2014年度ストックオプション新株予約権               | 2014年8月28日 | 30個      | 当社普通株式<br>15,000株 | 無償                   | 1,126円          | 2016年8月29日から<br>2024年8月28日まで |
| 2015年度株価条件付株式報酬型<br>ストックオプション新株予約権 | 2015年8月28日 | 80個      | 当社普通株式<br>40,000株 | 563,000円             | 1円              | 2018年9月17日から<br>2035年9月16日まで |
| 2016年度株価条件付株式報酬型<br>ストックオプション新株予約権 | 2016年8月30日 | 116個     | 当社普通株式<br>58,000株 | 483,000円             | 1円              | 2019年9月21日から<br>2036年9月20日まで |
| 2017年度株価条件付株式報酬型<br>ストックオプション新株予約権 | 2017年8月31日 | 84個      | 当社普通株式<br>42,000株 | 698,000円             | 1円              | 2020年9月20日から<br>2037年9月19日まで |
| 2018年度株価条件付株式報酬型<br>ストックオプション新株予約権 | 2018年6月27日 | 91個      | 当社普通株式<br>45,500株 | 643,000円             | 1円              | 2021年7月18日から<br>2038年7月17日まで |
| 2019年度株価条件付株式報酬型<br>ストックオプション新株予約権 | 2019年6月20日 | 91個      | 当社普通株式<br>45,500株 | 626,000円             | 1円              | 2022年7月11日から<br>2039年7月10日まで |

- (注) 1. 上記の各新株予約権の行使に際しては当社が保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定であります。
2. 2018年10月1日をもって、当社普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行ったことにより、「目的となる株式の種類及び数」並びに「行使価額(1株当たり)」の項目に記載の内容(「行使価額(1株当たり)」の項目については2011年度から2014年度までのストックオプション新株予約権に限ります。)はそれぞれ調整されております。
3. 株価条件付株式報酬型ストックオプション新株予約権の割当時の払込金額は、新株予約権の割当てを受けた者が当社に対して有する報酬債権と相殺されております。
4. 株価条件付株式報酬型ストックオプション新株予約権の割当てを受けた者が行使できる新株予約権の個数は、以下に記載の株価条件に従い制限されます。

## [株価条件]

- (1) 当社株価成長率がTOPIX（東証株価指数）成長率と同じか、これを上回った場合には、割り当てられた新株予約権すべてを行使することができる。

当社株価成長率（g）及びTOPIX成長率（g<sub>TOPIX</sub>）は、次に定める計算式により算出する。ただし、当社が、新株予約権を割り当てる日（以下、割当日という）の属する月の直前3か月の初日後の日を効力発生日とする当社普通株式についての株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行い、当社株価の連続性が保たれなくなった場合には、当社は、当社株価成長率の算定に用いる数値を、株式分割又は株式併合の比率等に応じ、合理的な範囲で適切に調整することができる。また、上記のほか、当社が割当日の属する月の直前3か月の初日後の日を効力発生日とする合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて当社株価成長率の算定に用いる数値の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲でこれを適切に調整することができる。

$$g = (a + b) \div c$$

- a：割当日から3年を経過する日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値  
b：割当日後3年間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額  
c：割当日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

$$g_{\text{TOPIX}} = d \div e$$

- d：割当日から3年を経過する日の属する月の直前3か月の各日のTOPIXの終値平均値  
e：割当日の属する月の直前3か月の各日のTOPIXの終値平均値

- (2) 当社株価成長率がTOPIX成長率を下回った場合には、行使することができる新株予約権の個数（X）を次の計算式により算出し、1個未満の端数は切り捨てる。

$$X = Y \times g \div g_{\text{TOPIX}}$$

- Y：割り当てられた新株予約権の個数  
g：当社株価成長率  
g<sub>TOPIX</sub>：TOPIX成長率

## (2) 当社役員が保有している新株予約権の状況 (2020年3月31日現在)

| 名 称                            | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 監査役      |
|--------------------------------|-------------------|----------|
| 2013年度ストックオプション新株予約権           | 15個 (1名)          | 19個 (1名) |
| 2014年度ストックオプション新株予約権           | 15個 (1名)          | —        |
| 2015年度株価条件付株式報酬型ストックオプション新株予約権 | 56個 (4名)          | 3個 (1名)  |
| 2016年度株価条件付株式報酬型ストックオプション新株予約権 | 70個 (4名)          | 4個 (1名)  |
| 2017年度株価条件付株式報酬型ストックオプション新株予約権 | 48個 (4名)          | —        |
| 2018年度株価条件付株式報酬型ストックオプション新株予約権 | 51個 (4名)          | —        |
| 2019年度株価条件付株式報酬型ストックオプション新株予約権 | 57個 (4名)          | —        |

- (注) 1. 上記の各新株予約権は取締役としての職務執行の対価として交付されたものであります。  
 2. 監査役が保有する新株予約権は、当該監査役が取締役又は執行役員の地位にあった時に交付されたものであります。  
 3. 社外取締役は新株予約権を保有しておりません。  
 4. 2011年度及び2012年度ストックオプション新株予約権については、当社役員は保有しておりません。

## (3) 当期中に執行役員 (取締役兼務者を除く) に交付した新株予約権の状況

| 名 称                            | 新株<br>予約権<br>の個数 | 目的となる<br>株式の種類<br>及 び 数 | 執行役員<br>(取締役兼務者を除く) |
|--------------------------------|------------------|-------------------------|---------------------|
| 2019年度株価条件付株式報酬型ストックオプション新株予約権 | 34個              | 当社普通株式<br>17,000株       | 34個 (10名)           |

- (注) 上記の新株予約権は執行役員としての職務執行の対価として交付されたものであります。



## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

| 地 位                    | 氏 名     | 管掌・担当及び重要な兼職の状況等                                                                                   |
|------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長<br>(社長執行役員を兼務) | 小 野 孝 則 |                                                                                                    |
| 代表取締役<br>(専務執行役員を兼務)   | 間 嶋 弘   | 管理・業務・不動産各部門管掌<br>総務部、経理部、事業推進部、情報システム部担当                                                          |
| 取 締 役<br>(常務執行役員を兼務)   | 小河原 弘 之 | 海上業務部門管掌<br>海上業務部担当<br>J-We S c o株式会社 代表取締役社長                                                      |
| 取 締 役<br>(常務執行役員を兼務)   | 野 本 純   | 国際・国内営業各部門管掌<br>海外事業部、グローバル・ロジスティクス営業部、<br>西日本グローバル・ロジスティクス営業部、<br>航空貨物部、国際プロジェクト室担当<br>国際プロジェクト室長 |
| 取 締 役                  | 河 内 悠 紀 | 弁護士<br>株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 社外監査役                                                                   |
| 取 締 役                  | 山 口 修 司 | 弁護士<br>弁護士法人岡部・山口法律事務所 代表<br>ザインエレクトロニクス株式会社 社外取締役(監査等委員)<br>玉井商船株式会社 社外監査役                        |
| 監 査 役 (常 勤)            | 矢 吹 治   |                                                                                                    |
| 監 査 役 (常 勤)            | 井 上 正 明 |                                                                                                    |
| 監 査 役                  | 馬 淵 睦 夫 |                                                                                                    |
| 監 査 役                  | 荒 木 喜代志 |                                                                                                    |
| 監 査 役                  | 高 橋 和 人 | 公認会計士、税理士                                                                                          |

- (注) 1. 取締役河内悠紀及び山口修司の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役馬淵睦夫、荒木喜代志及び高橋和人の各氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役河内悠紀及び山口修司並びに監査役馬淵睦夫、荒木喜代志及び高橋和人の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。  
 4. 2019年6月20日開催の第142期定時株主総会において、野本 純氏が新たに取締役に選任され就任しました。  
 5. 2019年6月20日開催の第142期定時株主総会終結の時をもって、小林雅行氏は任期満了により取締役を退任しました。  
 6. 当期中の取締役の管掌の異動は次のとおりであります。  
 2019年6月20日付

| 氏 名    | 異動後            | 異動前          |
|--------|----------------|--------------|
| 間 嶋 弘  | 管理・業務・不動産各部門管掌 | 管理部門管掌       |
| 小河原 弘之 | 海上業務部門管掌       | 海上業務・国際各部門管掌 |

7. 監査役高橋和人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(ご参考)

2020年3月31日現在の取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

|         |         |                                                                         |
|---------|---------|-------------------------------------------------------------------------|
| 常務執行役員  | 藤 村 成 一 | 東日本営業部、西日本営業部、プロジェクト室、<br>ロジスティクス・エンジニアリング推進室、<br>物流営業管理室担当<br>プロジェクト室長 |
| 常務執行役員  | 江 口 忠 衛 | 業務部、アーカイブズ事業部、関連事業部、<br>開発事業部、監査部、道頓堀再開発室担当                             |
| 執 行 役 員 | 古 川 茂 樹 | 関連事業部長                                                                  |
| 執 行 役 員 | 角 谷 曜 雄 | アイスター株式会社社長                                                             |
| 執 行 役 員 | 宗 克 典   | 横浜支店長                                                                   |
| 執 行 役 員 | 松 永 透   | 神戸支店長                                                                   |
| 執 行 役 員 | 坂 口 晃   | 総務部長                                                                    |
| 執 行 役 員 | 渡 辺 博   | 東京支店長                                                                   |
| 執 行 役 員 | 高 橋 茂 文 | 大阪支店長                                                                   |
| 執 行 役 員 | 永 田 昭 仁 | 事業推進部長 兼 情報システム部長                                                       |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づいて、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1千万円又は会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額とするものであります。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分   | 支給人員 | 報酬等の額  |
|-------|------|--------|
| 取 締 役 | 7名   | 290百万円 |
| 監 査 役 | 5名   | 82百万円  |
| 合 計   | 12名  | 373百万円 |

- (注) 1. 上記には、2019年6月20日開催の第142期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
2. 上記報酬等の額には、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとして割り当てた新株予約権に関する報酬等の額35百万円が含まれております。
3. 上記報酬等の額のうち、社外取締役2名及び社外監査役3名の報酬等の額の合計は42百万円であります。
4. 取締役の報酬限度額は、金銭による報酬等の額として月額33百万円（2006年6月第129期定時株主総会決議）及び株式報酬型ストックオプションとして取締役（社外取締役を除く）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額60百万円（2015年6月第138期定時株主総会決議）であります。また、監査役の報酬限度額は、月額8百万円（2006年6月第129期定時株主総会決議）であります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

| 区 分 | 氏 名   | 重要な兼職先と当社との関係                                                           |
|-----|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 河内 悠紀 | 兼職先である株式会社東日本大震災事業者再生支援機構は、当社との間に特別の関係はありません。                           |
|     | 山口 修司 | 兼職先である弁護士法人岡部・山口法律事務所、ザインエレクトロニクス株式会社及び玉井商船株式会社は、いずれも当社との間に特別の関係はありません。 |

##### ② 当期における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                      |
|-----|---------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 河内 悠紀   | 当期開催の取締役会15回のうち13回に出席し、検事及び弁護士として長年培ってきた専門的見地に基づき、会社の業務執行から独立した観点で発言を行っております。    |
|     | 山口 修司   | 当期開催の取締役会15回のうち14回に出席し、弁護士として培ってきた海事関係に関する専門的な知識に基づき、会社の業務執行から独立した観点で発言を行っております。 |
| 監査役 | 馬 淵 睦 夫 | 当期開催の取締役会15回すべてに、また監査役会12回すべてに出席し、主に外交官として培ってきた豊かな国際経験と幅広い見識に基づく発言を行っております。      |
|     | 荒 木 喜代志 | 当期開催の取締役会15回すべてに、また監査役会12回すべてに出席し、主に外交官として培ってきた豊富な国際経験・知識に基づく発言を行っております。         |
|     | 高 橋 和 人 | 当期開催の取締役会15回すべてに、また監査役会12回すべてに出席し、公認会計士として長年培ってきた専門的見地から発言を行っております。              |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| ① 当社の当期に係る会計監査人の報酬等の額           | 46百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 78百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積の算定根拠等を確認し検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Sumitomo Warehouse (U.S.A.), Inc.、Sumitomo Warehouse (Europe) GmbH、Sumitomo Warehouse (Singapore) Pte Ltd、Union Services (S'pore) Pte Ltd、住友倉儲(中国)有限公司、香港住友倉儲有限公司及びWestwood Shipping Lines, Inc.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の概要

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「社債発行に係るコンフォートレター作成業務」を委託し対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当社都合の場合のほか、会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反若しくは抵触した場合又は公序良俗に反する行為を行ったと判断した場合等には、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の是非の検討を行い、解任又は不再任が妥当であると判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制の概要

- ① 当社及び当社の子会社（以下、当社グループという）の取締役及び従業員の職務の執行が、法令及び定款等に適合することを確保するための体制

当社グループは、事業活動を推進するにあたり、法令遵守はもとより、社会規範及び企業倫理に則った公正かつ適正な経営を実現するとともに、その透明性を高め、将来にわたり社会的責任を果たすことができるよう、以下の諸施策を実施する。

ア. 当社はコンプライアンス規則、住友倉庫グループ企業行動指針、住友倉庫グループ企業行動基準及びコンプライアンス・マニュアルを定め、当社グループの業務に従事するすべての者は、法令、各社の社内規則、社会規範及び企業倫理を遵守する。

イ. 当社はCSR委員会を設置し、コンプライアンスに関する社内規則等の立案を行い取締役会に付議するほか、関係部署と連携してコンプライアンスに関する教育・研修を充実させるなど、取締役及び従業員に対しその周知、徹底を図る。

ウ. 当社は、独立性を有する社外取締役を選任することにより、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行に関する経営監督機能の更なる強化を図る。

エ. 当社は、当社及び主要な子会社の取締役等が出席する内部統制連絡会を定期的開催し、法令遵守及び法令の制定・改廃等に関する情報交換を行うなど、コンプライアンスに対する意識の向上に努める。

オ. 当社は、通報先を社内窓口及び社外の複数の弁護士とする内部通報制度を適正に運用することにより、コンプライアンスに係る問題について情報を早期に入手し、的確に対処する。子会社はその規模等に応じて、内部通報制度を適切に整備する。なお、当社グループは内部通報を行った者に対し、当該通報を行ったことを理由とする不利な取扱いは一切行わない。

カ. 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないこととし、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。

- ② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 当社グループは、株主総会議事録、取締役会議事録のほか、取締役の重要な意思決定に関する情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、法令及び社内規則に基づき定められた期間、保存する。

イ. 当該文書は、担当部署が適正に管理し、取締役及び監査役からの要請に備え常時検索及び閲覧可能な状態を維持する。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. 当社は、リスク管理規則において定められた基本方針等に基づき、当社グループの事業活動上のリスクに関する管理体制を整備する。
- イ. 当社は、当社グループの事業活動における重大なリスクが発生した場合には、速やかに担当部署を定め、可能な限り損失を回避するよう努める。
- ウ. 当社は、当社グループにおいて不測の事態や危機が発生した場合の報告体制、対応要領等を整備する。
- エ. 監査部は、当社及び主要な子会社のリスク管理に関する事項についての内部監査を実施する。
- ④ 財務報告の基本方針及び財務報告の信頼性を確保するための体制
- ア. 当社は、法令及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等の定めるところにより、財務報告を行う。
- イ. 取締役会及び監査役は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの合理性及び内部統制システムの有効性に関して適切な監督及び監視を行う。
- ⑤ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役会は、執行役員制度の導入により少人数の取締役で構成し、迅速かつ機動的に重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行状況を監督する。監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べる。
- イ. 当社は、執行役員の業務執行上の職責に応じて役付執行役員を選定し、執行役員の業務執行機能の強化を図る。
- ウ. 当社は、常務執行役員以上で構成する常務会を設置し、取締役会付議案の事前の検討やその他経営上の重要事項の審議を行うなど、意思決定の一層の効率化を図る。
- エ. 上記の経営管理組織における決定に基づく業務執行については、取締役会決議に基づき役割を分担する執行役員等が、社内規則で定められた執行手続きにより効率的に実施する。
- オ. 当社は、業務執行状況を適切に把握・管理し、経営資源配分の最適化を図る。
- ⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社の子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (ア) 当社は、子会社の業績及び財務状況に関する情報について定期的に報告を受けるとともに、当該子会社において経営上重要な事項を決定する場合又は業務上重要な事項が発生した場合は、当社への報告が行われる又は必要に応じ当社への事前協議等が行われる体制を構築する。
- (イ) 当社は、当社の取締役及び常勤の監査役等並びに主要な子会社の代表取締役等が出席する関係会社打合会を定期的に開催し、各子会社の現況について報告させるとともに、経営に関する重要な事項等について情報交換を行う。

イ. 当社の子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 当社は、子会社の統括及び指導を行う部署（以下、子会社担当部という）を設置する。監査部は適宜子会社の内部監査を行う。

(イ) 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を前提としつつ、子会社の適正な管理を図るために関係会社管理要領を制定し、また当社グループ内の資金を有効活用するなど、当社グループの経営の効率性向上に努める。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、その従業員の取締役からの独立性に関する事項及びその従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア. 監査役の業務補助及び監査役会の運営に関する事務を行う組織として監査役室を設置し、同室には専任者を置く。

イ. 監査役室に所属する従業員の人事評価は常勤の監査役が行うとともに、異動等人事に関する事項については事前に常勤の監査役の同意を得る。

ウ. 監査役室に所属する従業員は、監査役の指揮命令に従うとともに、監査役の指示による調査権限を有する。

⑧ 監査役への報告に関する体制

ア. 当社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制

(ア) 監査役は、取締役会のほか、当社

の経営に関する重要な会議への出席等により、取締役及び従業員からその職務の執行状況の報告を受ける。

(イ) 取締役は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したとき又は従業員から当該事実の報告を受けたときには、これを直ちに監査役に報告する。

イ. 当社の子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

(ア) 子会社の取締役及び監査役は、当社の監査役から業務の執行状況に関する事項について報告を求められたときは適切な報告を行う。

(イ) 当社は、子会社の取締役及び監査役が、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したとき又は子会社の従業員から当該事実の報告を受けたときには、これを直ちに直接又は子会社担当部を通じて、当社の監査役に報告する体制を整備する。

ウ. 当社グループは、職制を通じて直接又は間接に当社の監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由とする不利な取扱いは一切行わない。

エ. 監査役がその職務執行にあたり生ずる費用の前払等の請求を行った場合、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要なと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。



- ⑨ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するためのその他の体制
- ア. 監査役は、代表取締役と定期的に合し、その経営方針を確認するとともに、当社が対処すべき課題その他について意見を交換し、相互認識を深める。
- イ. 監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、監査方針及び監査計画について説明を受けるとともに、会計監査について随時報告を受け意見交換を行う。
- ウ. 監査部は、内部統制システムを含む内部監査結果について監査役に報告する。
- ③ 当社は、社内及び社外に内部通報窓口を設置し従業員等に周知を図っているほか、主要な子会社においては内部通報窓口の整備に努めるなど、内部通報体制の強化を推進しました。
- ④ 当社は、国内関係会社打合会及び海外関係会社打合会を当期中に各1回開催し、主要な子会社の現況に関する報告を受けるとともに、経営に関する重要事項等の意見交換を行いました。
- ⑤ 当社は、当社及び主要な子会社を対象とした内部統制連絡会を設置しており、国内子会社又は海外子会社を対象とした会議を当期中に計3回開催し、コンプライアンスに関する事項の情報提供及び指導並びに法令の制定改廃等に関する情報を提供し、意見交換等を行いました。
- ⑥ 当社は、会計監査人と連携を取りながら、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムに関する体制を適切に整備しております。
- ⑦ 当社の監査役は、取締役会など当社の経営に関する重要な会議に出席して職務執行の状況に関する情報を得るとともに、当社グループの取締役等から、監査業務に必要な情報及び当社グループに関する重要な情報等について報告を受けるなど、監査役への報告は適切に行われております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社は、取締役会を当期中に15回開催し、法令及び社内規則等で定められた重要な事項の意思決定を行うとともに、業務執行取締役の職務執行状況に対する監督を行いました。
- ② 当社は、CSR委員会を当期中に2回開催し、当社のコンプライアンス、リスク管理、財務報告に係る内部統制、環境保全及び当社が提供するサービスの品質改善等に関する事項を審議のうえ、諸施策を推進しました。

【備考】 本事業報告に記載の金額（1株当たり当期純利益を除く）及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、各比率及び1株当たり当期純利益は、表示桁数未満の端数を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                | 金 額            |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| 資 産 の 部         |                | 負 債 の 部            |                |
|                 | 百万円            |                    | 百万円            |
| <b>流動資産</b>     | <b>63,911</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>47,619</b>  |
| 現金及び預金          | 36,367         | 支払手形及び営業未払金        | 12,670         |
| 受取手形及び営業未収入金    | 21,851         | 1年内償還予定の社債         | 5,000          |
| 販売用不動産          | 27             | 短期借入金              | 19,747         |
| 仕掛品             | 10             | 未払法人税等             | 1,243          |
| その他             | 5,774          | 賞与引当金              | 1,823          |
| 貸倒引当金           | △121           | その他                | 7,133          |
| <b>固定資産</b>     | <b>254,547</b> | <b>固定負債</b>        | <b>98,862</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>163,020</b> | 社債                 | 43,000         |
| 建物及び構築物         | 77,487         | 長期借入金              | 25,070         |
| 機械装置及び運搬具       | 4,875          | 繰延税金負債             | 16,271         |
| 船舶              | 4,261          | 役員退職慰労引当金          | 54             |
| 工具、器具及び備品       | 1,000          | 退職給付に係る負債          | 4,800          |
| 土地              | 64,048         | 長期預り金              | 8,076          |
| 建設仮勘定           | 8,239          | その他                | 1,588          |
| その他             | 3,107          | <b>負債合計</b>        | <b>146,482</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>6,687</b>   | <b>純資産の部</b>       |                |
| のれん             | 44             | <b>株主資本</b>        | <b>132,361</b> |
| 借地権             | 5,125          | 資本金                | 14,922         |
| ソフトウェア          | 1,284          | 資本剰余金              | 12,115         |
| その他             | 233            | 利益剰余金              | 106,514        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>84,839</b>  | 自己株式               | △1,191         |
| 投資有価証券          | 77,232         | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>32,929</b>  |
| 長期貸付金           | 330            | その他有価証券評価差額金       | 31,030         |
| 繰延税金資産          | 535            | 為替換算調整勘定           | 2,196          |
| その他             | 6,993          | 退職給付に係る調整累計額       | △298           |
| 貸倒引当金           | △253           | <b>新株予約権</b>       | <b>294</b>     |
| <b>資産合計</b>     | <b>318,458</b> | <b>非支配株主持分</b>     | <b>6,391</b>   |
|                 |                | <b>純資産合計</b>       | <b>171,976</b> |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b>     | <b>318,458</b> |

# 連結損益計算書 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

| 科 目             | 金 額     |         |
|-----------------|---------|---------|
|                 | 内 容     | 計       |
|                 | 百万円     | 百万円     |
| 営業収益            |         |         |
| 倉庫運送収入          | 26,321  |         |
| 港灣運輸収入          | 37,506  |         |
| 陸上運輸収入          | 41,382  |         |
| 海陸物送収入          | 39,001  |         |
| 不動産賃貸収入         | 25,137  |         |
| その他収入           | 5,598   |         |
| 営業原価            | 10,144  |         |
| 倉庫運送費           | 6,628   |         |
| 不動産賃貸費          |         | 191,721 |
| その他費用           | 118,824 |         |
| 倉庫運送費           | 22,676  |         |
| 不動産賃貸費          | 10,342  |         |
| その他費用           | 2,221   |         |
| 倉庫運送費           | 7,910   |         |
| 不動産賃貸費          | 8,764   |         |
| その他費用           |         | 170,739 |
| 営業総利益           |         | 20,981  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 9,880   |
| 営業利益            |         | 11,101  |
| 営業外収益           |         |         |
| 受取利息            | 2,562   |         |
| 配当金             | 383     |         |
| その他             | 421     |         |
| 営業外費用           |         | 3,367   |
| 支払利息            | 441     |         |
| その他             | 122     |         |
| 支払利息            | 115     |         |
| その他             | 192     |         |
| 経常利益            |         | 13,596  |
| 特別利益            |         |         |
| 固定資産売却益         | 38      |         |
| 有価証券売却益         | 521     |         |
| 受取利息            | 19      |         |
| 特別損失            | 143     |         |
| 固定資産売却損         | 258     |         |
| 有価証券売却損         | 34      |         |
| その他             | 70      |         |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 722     |
| 法人税等            |         | 363     |
| 法人税、住民税及び事業税    | 4,247   |         |
| 法人税等調整額         | 47      |         |
| 当期純利益           |         | 4,295   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 9,659   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 708     |
|                 |         | 8,951   |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

|                      | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|----------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                      | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                      | 百万円     | 百万円       | 百万円       | 百万円     | 百万円         |
| 当 期 首 残 高            | 14,922  | 13,112    | 103,299   | △1,205  | 130,129     |
| 会計方針の変更による累積的影響額     |         |           | 25        |         | 25          |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高    | 14,922  | 13,112    | 103,324   | △1,205  | 130,154     |
| 当 期 変 動 額            |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当          |         |           | △3,963    |         | △3,963      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      |         |           | 8,951     |         | 8,951       |
| 自己株式の取得              |         |           |           | △2,903  | △2,903      |
| 自己株式の処分              |         | △10       |           | 67      | 57          |
| 自己株式の消却              |         | △1,052    | △1,797    | 2,850   | -           |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 |         | 66        |           |         | 66          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額）  |         |           |           |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計        | -       | △997      | 3,189     | 14      | 2,206       |
| 当 期 末 残 高            | 14,922  | 12,115    | 106,514   | △1,191  | 132,361     |

|                      | その他の包括利益累計額                   |                    |                               |                                 | 新 予 約 株 権 | 非 支 配 株 主 持 分 | 純資産合計   |
|----------------------|-------------------------------|--------------------|-------------------------------|---------------------------------|-----------|---------------|---------|
|                      | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退 職 給 付<br>に 係 る<br>調 整 累 計 額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |           |               |         |
|                      | 百万円                           | 百万円                | 百万円                           | 百万円                             | 百万円       | 百万円           | 百万円     |
| 当 期 首 残 高            | 48,328                        | 2,171              | 568                           | 51,067                          | 285       | 5,993         | 187,475 |
| 会計方針の変更による累積的影響額     |                               |                    |                               |                                 |           |               | 25      |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高    | 48,328                        | 2,171              | 568                           | 51,067                          | 285       | 5,993         | 187,500 |
| 当 期 変 動 額            |                               |                    |                               |                                 |           |               |         |
| 剰 余 金 の 配 当          |                               |                    |                               |                                 |           |               | △3,963  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      |                               |                    |                               |                                 |           |               | 8,951   |
| 自己株式の取得              |                               |                    |                               |                                 |           |               | △2,903  |
| 自己株式の処分              |                               |                    |                               |                                 |           |               | 57      |
| 自己株式の消却              |                               |                    |                               |                                 |           |               | -       |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 |                               |                    |                               |                                 |           |               | 66      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額）  | △17,297                       | 25                 | △866                          | △18,138                         | 8         | 398           | △17,731 |
| 当 期 変 動 額 合 計        | △17,297                       | 25                 | △866                          | △18,138                         | 8         | 398           | △15,524 |
| 当 期 末 残 高            | 31,030                        | 2,196              | △298                          | 32,929                          | 294       | 6,391         | 171,976 |

# 連結注記表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 44社

主要な連結子会社の名称

住友倉庫九州(株)、(株)若洲、泉洋港運(株)、ニッケル・エンド・ライオンズ(株)、遠州トラック(株)、井住運送(株)、J-We S c o(株)、Sumitomo Warehouse (U.S.A.), Inc.、Sumitomo Warehouse (Europe) GmbH、Sumitomo Warehouse (Singapore) Pte Ltd、Union Services (S'pore) Pte Ltd、住友倉儲(中国)有限公司、香港住友倉儲有限公司、Westwood Shipping Lines, Inc.

#### (2) 主要な非連結子会社の名称

三栄カーゴエーゼンシー(株)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した関連会社の数 6社

主要な持分法適用関連会社の名称

商船港運(株)、住和港運(株)、Rabigh Petrochemical Logistics LLC、上海錦江住倉国際物流有限公司

#### (2) 持分法を適用していない非連結子会社(三栄カーゴエーゼンシー(株)ほか)及び関連会社(アメリカンターミナルサービス(株)ほか)はそれぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、在外連結子会社及び国内連結子会社1社を除き、連結決算日と一致しております。在外連結子会社及び国内連結子会社1社の決算日は12月末日であり、連結計算書類の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産(販売用不動産、仕掛品)

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。在外連結子会社は定額法を採用しております。

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当連結会計年度対応分を計上しております。

##### ③ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社においては、役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

#### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から償却しております。

##### ③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社においては、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

#### (6) のれんの償却に関する事項

5年間で均等償却しておりますが、金額が僅少な場合には発生年度に全額償却することとしております。

#### (7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 会計方針の変更に関する注記

米国会計基準を採用している在外連結子会社において、当連結会計年度よりASC第606号「顧客との契約から生じる収益」を適用しております。

これにより、約束した財又はサービスが顧客に移転された時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しております。

当該会計基準の適用については、経過的な取扱いに従って、本基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用し、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の利益剰余金の期首残高は、25百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業収益が21百万円、営業利益が118百万円、当期純利益が116百万円、それぞれ増加しております。

### 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めておりました「寄付金」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「寄付金」は17百万円であります。

### 連結貸借対照表に関する注記

#### 1. 担保資産及び担保付債務

##### (1) 担保に供している資産

|        |          |
|--------|----------|
| 預金     | 225百万円   |
| 有形固定資産 | 2,269百万円 |
| 投資有価証券 | 155百万円   |
| 計      | 2,649百万円 |

##### (2) 担保に係る債務

|                            |          |
|----------------------------|----------|
| 短期借入金<br>(1年内返済予定の長期借入金含む) | 1,137百万円 |
| 長期借入金                      | 4,870百万円 |
| 計                          | 6,008百万円 |

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

178,269百万円

#### 3. 保証債務

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 他社の借入金に対する債務保証     | 785百万円 |
| 従業員の住宅資金借入に対する債務保証 | 49百万円  |
| 計                  | 835百万円 |

#### 4. 受取手形裏書譲渡高

48百万円

### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 84,386,615株

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|----------|----------|----------------|----------------|
| 2019年6月20日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 2,436百万円 | 28円50銭   | 2019年<br>3月31日 | 2019年<br>6月21日 |
| 2019年11月7日<br>取締役会   | 普通株式  | 1,526百万円 | 18円00銭   | 2019年<br>9月30日 | 2019年<br>12月2日 |

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年6月25日開催予定の第143期定時株主総会の議案として、次のとおり付議することとします。

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当金の総額   | 配当の原資 | 1株当たり配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|----------|-------|----------|----------------|----------------|
| 2020年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 2,423百万円 | 利益剰余金 | 29円00銭   | 2020年<br>3月31日 | 2020年<br>6月26日 |

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 167,500株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、主として銀行等金融機関からの借入及び社債発行によっております。

受取手形及び営業未収入金に係る取引先の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、低減を図っております。また、投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式で、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。長期貸付金は、取引先企業に対するもので、取引先の信用状況を定期的に把握しております。

借入金及び社債の用途は運転資金（主に短期）と設備投資資金（長期）で、金利の変動リスクについては、一部の借入金の金利固定化、長期及び超長期の社債発行により低減を図っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照）。

（単位：百万円）

|                      | 連結貸借対照表<br>計上額（※1） | 時価<br>（※1） | 差額  |
|----------------------|--------------------|------------|-----|
| (1)現金及び預金            | 36,367             | 36,367     | —   |
| (2)受取手形及び営業未収入金      | 21,851             | 21,851     | —   |
| (3)投資有価証券<br>その他有価証券 | 70,345             | 70,345     | —   |
| (4)長期貸付金（※2）         | 321                | 359        | 37  |
| (5)支払手形及び営業未払金       | (12,670)           | (12,670)   | —   |
| (6)短期借入金             | (19,747)           | (19,747)   | —   |
| (7)1年内償還予定の社債        | (5,000)            | (5,000)    | —   |
| (8)社債                | (43,000)           | (43,067)   | 67  |
| (9)長期借入金             | (25,070)           | (24,994)   | △75 |

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

- (1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び営業未収入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券  
株式については取引所の価格によっております。
- (4) 長期貸付金  
長期貸付金の時価については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを信用リスクに応じた適切な利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (5) 支払手形及び営業未払金、(6) 短期借入金、並びに、(7) 1年内償還予定の社債  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (8) 社債  
当社の発行する社債の時価は、公社債店頭売買参考統計値の価格によっております。
- (9) 長期借入金  
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品  
非上場株式（連結貸借対照表計上額6,886百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。また、賃貸施設の敷金として計上している長期預り金（連結貸借対照表計上額8,076百万円）については、返済期日が未定であり、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に記載しておりません。

## 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル、物流施設等（土地を含む）を有しております。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 当連結会計年度末の時価 |
|------------|-------------|
| 61,174     | 122,537     |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,978円39銭

1株当たり当期純利益 105円74銭

~~~~~  
【備考】 本連結計算書類に記載の百万円単位の金額は、いずれも表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	百 万 円	負 債 の 部	百 万 円
流 動 資 産	33,861	流 動 負 債	35,079
現金及び預金	18,072	営業未払金	5,233
受取手形	218	1年内償還予定の社債	5,000
営業未収入金	10,696	短期借入金	9,360
前払費用	377	1年内返済予定の長期借入金	11,000
立替金	1,993	リース債	22
短期貸付金	4,563	未払金	896
その他	443	未払事業所税	92
貸倒引当金	△2,504	未払法人税等	357
固 定 資 産	235,335	未払費用	135
有形固定資産	126,304	前受り金	1,155
建物	63,284	預賞与引当金	692
構築物	701	その他	1,129
機械及び装置	2,574	固 定 負 債	88,533
車両運搬具	263	社債	43,000
工具、器具及び備品	670	長期借入金	19,300
土地	50,944	リース債	57
リース資産	143	繰延税金負債	15,837
建設仮勘定	7,722	退職給付引当金	2,299
無形固定資産	4,713	関係会社事業損失引当金	47
借地権	3,351	長期預り金	7,813
ソフトウェア	1,238	その他	178
その他	124	負 債 合 計	123,612
投資その他の資産	104,317	純 資 産 の 部	
投資有価証券	69,293	株 主 資 本	114,661
関係会社株式	19,764	資本金	14,922
長期貸付金	11,789	資本剰余金	11,755
差入保証金	3,796	利益剰余金	89,170
その他	507	利益準備金	2,320
貸倒引当金	△833	その他利益剰余金	86,850
資 産 合 計	269,196	特別償却準備金	36
		圧縮記帳積立金	10,220
		別途積立金	65,075
		繰越利益剰余金	11,517
		自 己 株 式	△1,188
		評価・換算差額等	30,628
		その他有価証券評価差額金	30,628
		新 株 予 約 権	294
		純 資 産 合 計	145,584
		負 債 純 資 産 合 計	269,196

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
	百万円	百万円
営業収 益		
倉庫 収 入	16,774	
香港 湾際 運輸 送 送 収 入	28,754	
陸上 施 運 送 送 収 入	23,126	
物流 施設 運 送 送 収 入	9,311	
不動産 賃 賃 貸 収 入	4,690	
その他 賃 賃 貸 収 入	9,446	
営業 原 価 の 諸 費	1,278	93,382
作人賃 借 賃 借 諸 費	60,166	
租減 税 償 の 公 却 課 費	6,552	
その他 税 償 の 公 却 課 費	3,897	
	1,844	
	5,257	
	3,914	81,633
営業総利益		11,748
販売費及び一般管理費		4,784
営業利益		6,964
営業外 収 益		
受取 利 息 及 び 配 当 金	6,539	
その他 利 息 金 損 他	219	6,758
営業外 費 用 払 付 差 の	363	
支寄 為 替 利 差 金 損 他	115	
	96	
	151	726
経常利益		12,996
特別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	521	
新 株 予 約 権 戻 入 益	19	
受 取 和 解 金	143	684
特別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	239	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	31	
災 害 に よ る 損 失	83	
関 係 会 社 投 資 等 損 失	692	1,046
税引前当期純利益		12,635
法 人 税 等		
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 額	2,804	
法 人 税 等 調 整 額	97	2,902
当期純利益		9,732

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	14,922	11,755	1,063	2,320	35	10,319	65,075	7,448
当 期 変 動 額								
特別償却準備金の積立					9			△9
特別償却準備金の取崩					△8			8
圧縮記帳積立金の取崩						△98		98
剰余金の配当								△3,963
当期純利益								9,732
自己株式の取得								
自己株式の処分			△10					
自己株式の消却			△1,052					△1,797
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	△1,063	-	0	△98	-	4,069
当 期 末 残 高	14,922	11,755	-	2,320	36	10,220	65,075	11,517

	株 主 資 本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	△1,202	111,738	47,739	285	159,763
当 期 変 動 額					
特別償却準備金の積立		-			-
特別償却準備金の取崩		-			-
圧縮記帳積立金の取崩		-			-
剰余金の配当		△3,963			△3,963
当期純利益		9,732			9,732
自己株式の取得	△2,903	△2,903			△2,903
自己株式の処分	67	57			57
自己株式の消却	2,850	-			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△17,110	8	△17,102
当期変動額合計	14	2,922	△17,110	8	△14,179
当 期 末 残 高	△1,188	114,661	30,628	294	145,584

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券
 - 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定）
時価のないもの 移動平均法による原価法
- 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降
に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1
日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額
法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利
用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基
づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とす
る定額法を採用しております。
- 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につい
ては合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定
の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込
額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込
額の当事業年度対応分を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退
職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上してありま
す。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事
業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付
算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従
業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）に
よる定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年
度から償却しております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱
いは連結貸借対照表と異なっております。

- (4) 関係会社事業損失引当金
関係会社への投資に係る損失に備えるため、その会社の財
政状態等を勘案して、必要額を計上しております。
4. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によってお
ります。

表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）
前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めておりました
「寄付金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区
分掲記しております。
なお、前事業年度の「寄付金」は17百万円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	141,800百万円
2. 保証債務	
他社の借入金に対する債務保証	785百万円
従業員の住宅資金借入に対する債務保証	49百万円
計	835百万円
3. 受取手形裏書譲渡高	34百万円
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	5,383百万円
長期金銭債権	11,477百万円
短期金銭債務	3,778百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高		
営業取引による取引高	営業収益	5,176百万円
	営業費用	14,062百万円
営業取引以外の取引による取引高		405百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び総数	普通株式	833,813株
--------------------	------	----------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	関係会社株式評価損	1,866百万円
	退職給付引当金	1,458百万円
	貸倒引当金	1,016百万円
	減損損失	774百万円
	特定外国子会社課税留保金	387百万円
	賞与引当金	345百万円
	未払事業税	64百万円
	その他	527百万円
	繰延税金資産小計	6,442百万円
	評価性引当額	△4,057百万円
繰延税金負債	繰延税金資産合計	2,385百万円
	その他有価証券評価差額金	△13,521百万円
	圧縮記帳積立金	△4,510百万円
	その他	△190百万円
	繰延税金負債合計	△18,222百万円
	繰延税金負債の純額	△15,837百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社若洲	所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付	—	短期貸付金 長期貸付金	99 4,475
子会社	Westwood Shipping Lines, Inc.	所有 間接 100%	資金の貸付	資金の貸付	1,650	短期貸付金	3,264

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (2) Westwood Shipping Lines, Inc.への短期貸付金に対し、当事業年度において、2,251百万円の貸倒引当金を計上しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,738円90銭
1株当たり当期純利益	114円96銭

~~~~~  
 [備考] 本計算書類に記載の百万円単位の金額は、いずれも表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 住友倉庫  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 近藤 康 仁 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堀内 計 尚 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社住友倉庫の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社住友倉庫及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 住 友 倉 庫  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 近 藤 康 仁 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堀 内 計 尚 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社住友倉庫の2019年4月1日から2020年3月31日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。



監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第143期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

株式会社 住友倉庫 監査役会

監査役（常勤） 矢 吹 治<sup>㊟</sup>

監査役（常勤） 井 上 正 明<sup>㊟</sup>

社外監査役 馬 淵 睦 夫<sup>㊟</sup>

社外監査役 荒 木 喜代志<sup>㊟</sup>

社外監査役 高 橋 和 人<sup>㊟</sup>

以 上

# 株主総会会場ご案内図

## 会場

**中之島フェスティバルタワー37階  
フェスティバルスイート「カンファレンスルーム」**  
※「中之島フェスティバルタワー・ウエスト」ではございません。  
お間違いのないようお願い申し上げます。  
大阪市北区中之島二丁目3番18号

本年から、ご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

## 交通のご案内

- 大阪メトロ四つ橋線 肥後橋駅 4号出口直結(地下道) 会場まで徒歩約4分
- 京阪電車中之島線 渡辺橋駅12番出口直結(地下道) 会場まで徒歩約3分
- 大阪メトロ御堂筋線・京阪電車京阪本線 淀屋橋駅(7号出入口)から北西へ、会場まで徒歩約8分



中之島フェスティバルタワー  
地下1階・1階から会場までの順路

### 中之島フェスティバルタワー

④ 37階 フェスティバルスイート  
「カンファレンスルーム」

高層階用エレベーター

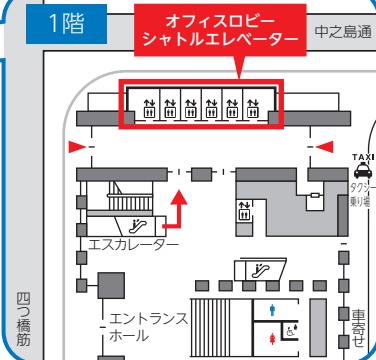
③ 13階 高層階用エレベーターに乗換え

シャトルエレベーター

② 1階 シャトルエレベーターに乗換え

エスカレーター

① 地下1階 (地下道から直結)



※ご出席の株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、ご了承ください。